

# 「還付金があります」という電話にご注意を

### 「還付金」や「ATM」 という言葉が出たら 電話を切りましょう

区内で還付金詐欺の「アポ電」と呼ばれる予兆電話が増加しています。

1月~6月の特殊詐欺被害のうち、 約半分が還付金詐欺でした。

この詐欺では、区の職員を装った犯人が「払いすぎた医療費の還付金があります」「手続きのため、この後銀行から連絡をさせます」などという電話をかけてくるのが特徴です。その後銀行員を装った犯人から電話があり、ATMで手続きするよう指示してきます。

区から還付金の手続きに関して連 絡をする場合は、封書で行います。そ の連絡に対し区民の皆さんから応答

#### 区内の特殊詐欺被害 認知件数(7月)

特殊詐欺の主な種類	件数	
オレオレ詐欺	0件	
預貯金詐欺	2件	
還付金詐欺	0件	
架空料金請求詐欺	0件	
キャッシュカード詐欺盗	2件	
合計	4件	

※区危機管理課調べ

がなかった場合も、再度封書で連絡します。電話で還付金の案内をすることはありません。また、ATMで還付金を受け取る手続きをしていただくこともありません。

少しでも疑問や不安を感じた場合 には、お近くの警察署または区危機 管理課にご相談ください。

【警察署代表電話】▶牛込☎(3269) 0110、▶新宿☎(3346)0110、▶戸塚 ☎(3207)0110、▶四合☎(3357)0110 【問合せ】区危機管理課危機管理係(本 庁舎4階)☎(5273)3532・囮(3209) 4069へ。

### 参加者募集)

## 新宿いきいき体操 サポーター養成セミナ

新宿いきいき体操は、介護予防のためのストレッチや筋力アップ、バランス能力アップの動作が盛り込まれた体操です。

今回は、体操を地域で広めるサポーターの養成講座と、講習会を実施します。いずれも動きやすい服装と靴でおいでください。健康状態により参加をお断りする場合があります。

#### サポーター養成セミナー

#### 【日時】9月18日金・25日金いずれ も午後2時~4時(全2回)

修了した方は、サポーター名簿に 登録し、ご希望により体操講習会等 にご協力いただきます。

【会場】大久保地域センター(大久保 2-12-7)

【対象】2日とも参加できる18歳以上 の方、10名程度

【持ち物】室内履き(スリッパ不可)、 飲み物、タオル、筆記用具

【申込み】8月27日(木)~9月16日(水)に電話で地域包括ケア推進課介護予防係 (本庁舎2階)☎(5273)4568・囮(6205) 5083へ。先着順。

#### 講習会

#### 【日時】9月29日以午後2時~4時

▲新宿いきいき体操

介護予防のミニ講座「ひざ痛対策 ~ひざが痛む人のための のぼルン おりルン ひざラク体操」も実施しま す。

【会場】角筈地域センター(西新宿4 -33-7)

【対象】区内在住・在勤の方、20名程度 【持ち物】室内履き(スリッパ不可)、 飲み物

【申込み】8月27日(ホ)~9月28日(月)に電話かファックス(7面記入例のとおり記入)で地域包括ケア推進課介護予防係(本庁舎2階)☎(5273)4568・ໝ(6205)5083へ。先着順。

# 新型コロナに関する経済支援

#### 8月17日時点の情報を掲載しています

各所のホームページ等を参考に相談窓口を以下のとおりまとめました。内容は変更している場合があります。詳しくは、各所のホームページをご確認ください。

		内容	相談先	電話・ファックス
個人向け	【特別定額給付金】 ▶一人に付き10万円 4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方への給付金 (申請受付締切日/8月31日例(消印有効))		《新宿区》新宿区特別定額給付金コールセンター (午前9時〜午後7時) ※8月31日(月まで	<b>☎</b> (5273) 4353
			《総務省》特別定額給付金コールセンター (午前9時~午後8時)	<b>☎</b> 0120(260)020
	_	とり親世帯臨時特別給付金】 ▶50,000円(第2子以降がいる場合は一人に付き3万円を加算) □2年6月分の児童扶養手当が支給されている世帯等への給付金	《新宿区》子ども家庭課育成支援係 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分~午後5時)	☎ (5273) 4558 ᠓ (3209) 1145
	給·	病手当金】 ▶1日に付き上限30,887円 事等の支払いを受けている国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者で、新型コロナ感染等に J労務に服することができず給与の支払いを受けられなかった方への手当金	▶①国民健康保険…《新宿区》医療保険年金課国保給付係(午前8時30分~午後5時) ▶②後期高齢者医療制度…《東京都》後期高齢者医療広域連合(午前9時~午後5時) ※いずれも土・日曜日、祝日等を除く。	▶①☎(5273)4149 ☎(3209)1436 ▶②☎0570(086)519 IP電話等からは ☎(3222)4496
		業支援金・給付金】 ▶1日に付き上限11,000円 小企業の事業主の指示により休業し休業に対する賃金(休業手当)を受けられない方への給付金	《厚生労働省》新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター(午前8時30分~午後8時、土・日曜日、祝日等は午後5時15分まで)	<b>☎</b> 0120(221)276
	援貧	人向け資金貸付】新型コロナの影響による休業等で収入が減少した世帯への緊急小□資金・総合支資金(生活支援費)の貸し付けの特例措置(原則として申請は郵送で受け付け。申請受付締切日/980日(必着))	《新宿区社会福祉協議会》 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分~午後5時)	☎ (5273) 3546 ᠓ (5273) 3082
		居確保給付金】離職等により住居を失うおそれのある方等に対する家賃相当額の給付金(上限あ世帯収入等、諸条件あり。原則として申請は郵送で受け付け)	《新宿区》生活支援相談窓口 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分~午後5時)	☎ (5273) 3853 (3209) 0278
企業向け	資金繰り	【持続化給付金】 ▶法人…上限200万円 ▶個人事業者等…上限100万円 新型コロナの影響を受ける事業者に対する国の給付金	《経済産業省》持続化給付金事業コールセンター (午前8時30分~午後7時)	☎0120(115)570 IP電話等からは ☎(6831)0613
		【文化芸術復興支援】 ▶費用の10分の9(上限50万円) 区内文化芸術施設(劇場・ライブハウス等)の映像撮影・配信の新たな取り組みにかかる費用を補助	《新宿区》文化観光課文化観光係 (土・日曜日、祝日等を除く午前9時~午後5時)	☎ (5273) 4069 ☎ (3209) 1500
		【中小企業の相談・支援】 ▶利子と保証料全額補助の緊急融資のあっせん(貸付限度額500万円)、 ▶おもてなし店舗支援(感染症拡大防止にかかる費用や新たに宅配・テイクアウト等を始める際の 経費の一部を助成。上限50,000円)、▶専門家活用支援(上限10万円)、▶商店会支援(3密回避への 取り組みを支援。上限50万円)、▶セーフティネット保証、▶危機関連保証、▶商工相談ほか	《新宿区》産業振興課産業振興係 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分〜午後5時) ※商工相談(予約制)は午後7時の枠まで設けています。	☎ (3344) 0701 ᠓ (3344) 0221
		【店舗等賃貸人への家賃減額分の助成】 ▶減額した家賃の2分の1(月50,000円を限度、1賃貸人に付き5物件まで。助成対象月は令和2年4月分~10月分のうち、最大6か月分) 店舗等の賃貸人が新型コロナの影響で売り上げが減少している事業者に対し、家賃を減額した場合に減額した家賃の一部を助成	《新宿区》店舗等家賃減額助成担当 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分~午後5時)	☎ (5273) 3554 ᠓ (5273) 4197
		【家賃支援給付金】 ▶法人…上限600万円 ▶個人事業者…上限300万円 緊急事態宣言の延長等により売り上げが減少している事業者の地代・家賃の負担軽減に向けた給付金	《経済産業省》家賃支援給付金コールセンター (午前8時30分~午後7時)	<b>☎</b> 0120(653)930
		【業態転換支援】 ▶費用の5分の4(上限100万円) 中小飲食事業者が新型コロナの影響により売上確保の取り組みとして新たにテイクアウト・宅配・移動販売等を始める場合にかかる費用を助成	《東京都》東京都中小企業振興公社業態転換担当 (土・日曜日、祝日等を除く午前9時~午後4時30分)	<b>☎</b> (5822) 7232
		【営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金】 ▶20万円 新型コロナ感染拡大防止に向けた都の要請に応じ営業時間短縮に協力した店舗への協力金	《東京都》東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金 相談センター(午前9時~午後7時)	<b>☎</b> (5388) 0567
		【雇用調整助成金】 ▶一人1日上限15,000円 新型コロナの影響で休業等を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するための助成金	《厚生労働省》雇用調整助成金コールセンター (午前9時~午後9時)	<b>☎</b> 0120 (60) 3999
	休業補償	【学校等休業助成金・支援金】 ▶事業主…労働者一人1日上限15,000円 ▶フリーランスの方…1日上限7,500円 新型コロナの影響による小学校等の臨時休業に伴い、雇用する労働者の申し出により有給休暇を取得させた事業主や、小学校等の臨時休業に伴い、お子さんを世話するために仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への国の補償		<b>☎</b> 0120(60)3999